# 平成30年度からの住民税(町・県民税)税制改正のお知らせ

### ★給与所得控除の見直し

平成29年度は給与収入額が1,200万円超の場合の給与所得控除額は230万円が上限となっていましたが、平成30年度は給与収入額1,000万円超の場合、控除額は220万円が上限となります。

#### ★セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、 自己または自己と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品(スイッチ OTC 薬)等購入費を支払った場合には、医療費控除を受けることができます。

なお、控除額については、購入に係る実質負担額が1万2千円を超えるときの、超えた分の金額(上限8万8千円)となります。

- ※本特例を適用する場合、従来の医療費控除を受けることはできません。 (選択適用となりますので、ご注意ください。)
- ○健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組の具体例
- ・保険者(健康保険組合、市町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、 各種健(検)診等)
- ・市町村が健康増進事業として行う健康診査(生活保護受給者等を対象とする 健康診査等)
- ・予防接種(定期接種またはインフルエンザワクチンの予防接種)
- ・勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診)
- 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)または特定保健指導
- ・市町村が実施するがん検診

※控除を受けるためには、上記の取組を明らかにする書類(領収書や結果通知表)が必要になります。

## ○特定一般用医薬品(スイッチ OTC 薬)

医師の処方が必要な医療用医薬品から転用され、ドラッグストアのカウンター越しに購入できる市販の医薬品のことです。

対象医薬品については、厚生労働省のホームページをご参照ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html)

#### ★医療費控除の添付書類の簡略化

平成30年度の町・県民税申告(平成29年分の確定申告)より、医療費控除または医療費控除の特例を受ける際、領収書の提出の代わりに「医療控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になりました。ただし、申告者は明細書に記載した領収書を5年間保管しなければなりません。

※平成30~32年度の町・県民税申告(平成29~31年分の確定申告)については、従来どおり領収書の添付または提示による申告も可能です。

※明細書については医療費の支払額、診療等を受けたものの氏名、診療等を行った病院・診療所の名称、保険金などで補てんされる金額の記入が必要です。 (セルフメディケーション税制の場合は医薬品の購入費、購入した医薬品の名称、医薬品を購入した薬局・ドラックストア等の名称、保険金などで補てんされる金額)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付することで、明細書の記入を 省略することができます(セルフメディケーション税制は除く)。医療費通知と は、健康保険組合等が発行する「医療費のおしらせ」などで、次の6項目が記 載されたものをいいます。

1.被保険者の氏名 2.療養を受けた年月 3.療養を受けたもの 4.療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称 5.被保険者等が支払った医療費の額(自己負担額) 6.保険者等の名称